

運輸安全マネジメントに関する取組み

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

- (2) 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、点検、改善を確実に実施、安全対策を不断に見直し、全従業員を挙げて業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標

平成29年度の目標及びその達成状況

- ・有責事故件数 目標5件以内 結果2件
- ・健康起因による事故 目標0件 結果0件

平成30年度目標

- ・有責事故件数 5件以内
- ・健康起因による事故ゼロ

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故

平成29年度 0件

上記以外の有責物損事故

平成29年度 2件

4. 輸送の安全に関する計画

(1) 教育計画

計画的に適性診断を受診させ、診断結果に基づき指導、教育を実施し、個々の注意点を認識させ事故防止に取り組みます。

(2) 健康管理

健康に起因する事故を防止するため、年1回の定期健康診断の受診後に有所見者には「健康管理報告書」を提出させ、健康状態の把握に努めるとともに、運行前点呼時の健康確認や日常的な健康指導を実施します。